

令和 7 年 第 2 回 寄 居 町 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録		
開 催 年 月 日	令和 7 年 2 月 2 7 日（木）	
開 催 場 所	寄居町役場 全員協議会室	
開会時刻宣告者	議長 室岡 重雄	午後 4 時 0 5 分
閉会時刻宣告者	議長 室岡 重雄	午後 4 時 2 8 分

委員出席状況

席次 番号	氏 名	出・欠	席次 番号	氏 名	出・欠
1	石 附 征 夫	出	1 1	吉 田 信 雄	出
2	梅 澤 功	出	1 2	坂 本 滋	出
3	新 井 徹	出		坂 本 廣 久	出
4	中 島 広 文	出		柴 崎 徹	出
5	室 岡 重 雄	出		横 田 義 教	出
6	金 子 達	出		伊 藤 隆 夫	出
7	小 和 瀬 守	出		轟 和 男	出
8	福 島 隆 志	出		栗 原 功	出
9	戸 屋 政 春	出		矢那瀬 信一郎	出
1 0	中 島 英 樹	出		清 水 克 樹	出

議事参与者

職 員

局 長 黒瀬秀明
 次 長 鈴木秀幸
 書 記 青木智史
 書 記 権田貴大

事務局次長 議長	(起立・礼・着席の発声) 本日は、ご多忙のおり、ご参会いただき、誠にありがとうございます。 ただ今から、令和7年第2回寄居町農業委員会総会を開会いたします。 本日の出席委員は全員ですので、定足数に達しており、総会は成立しております。 これより議事に入ります。 事務局から本日の議事日程を朗読いたさせます。
事務局次長	令和7年第2回寄居町農業委員会総会、 日程第1、議事録署名委員の選任について。 日程第2、議案第9号から議案第10号、農地法第3条の規定による許可申請について。 日程第3、議案第11号から議案第13号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について。 日程第4、議案第14号から議案第15号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について。
議長	議事日程は、以上となります。 それでは、日程第1、議事録署名委員の選任についてを議題といたします。 寄居町農業委員会会議規則第11条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことでご異議ございませんか。
議長	(委員から、「なし」の声) それでは、梅澤功委員と中島英樹委員をお願いいたします。 続きまして、日程第2、議案第9号から議案第10号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。
事務局	それでは、議案第9号について、事務局の説明を求めます。 議案書の1ページをご覧ください。 農地法第3条の規定による許可申請につきましては、農地を農地として、権利移転または設定をするものです。 それでは、議案第9号につきまして、御説明申し上げます。 別冊の案内図と併せて御覧ください。申請内容は、議案書のとおりです。 譲受人は以前から、この申請地を無償で借りておりましたが、譲渡人から今後も譲渡人自身で耕作することはできないため、贈与したいとの話があり、申請に至ったものです。 なお、申請地では、リンゴの苗木栽培を行う予定となっております。 本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第3条第2項に規定されております、第1号全部効率利用、第4号農作業常時従事、第6号地域調和、全てにつきまして、農地法上の許可要件は、問題ないものと考えます。 説明は、以上です。
議長	この件について、地元委員のご意見をお願いいたします。 中島英樹委員。
中島英樹委員	先日、小和瀬委員、矢那瀬推進委員と私で現地確認をしてきました。 現地はすでに苗木を栽培できる状況になっておりまして、きれいに管理され、何ら問題ないものと思いますので、ご審議をお願いいたします。
議長	他にご意見はございませんか。 (委員から、「なし」の声)

議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 9 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第 9 号は原案のとおり決定いたします。 次に議案第 10 号について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第 10 号につきまして、御説明申し上げます。 別冊の案内図と併せて御覧ください。申請内容は、議案書のとおりです。 譲受人は、アスパラガスの栽培を行っておりますが、連作できないため、農地を探していたところ、ふかや農協から本申請地を紹介してもらい、申請に至ったものです。 なお、本申請地でも、アスパラガスの栽培を行う予定となっております。 本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第 3 条第 2 項に規定されております、第 1 号全部効率利用、第 4 号農作業常時従事、第 6 号地域調和、全てにつきまして、農地法上の許可要件は、問題ないものと考えます。 説明は、以上です。
議長	この件について、地元委員のご意見をお願いいたします。
小和瀬委員	小和瀬委員。 23 日に、中島英樹委員と矢那瀬委員と私の 3 人で現地確認とヒアリングを行いました。 事務局の説明にあったとおり、譲受人は、酪農の傍らで、堆肥をアスパラガスに利用し、手広く耕作しているところですが、耕地が不足しているということで、今回の申請に至ったとのことです。 申請地については、付近に荒川中部土地改良区の水路も入っていますので、水の利用も支障ないとのことです。 申請地は、多少の雑草が繁茂していますが、保全管理されており、何ら問題ないものと思いますので、ご審議をよろしくをお願いいたします。
議長	他にご意見はございませんか。 (委員から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 10 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第 10 号は原案のとおり決定いたします。 続きまして、日程第 3、議案第 11 号から議案第 13 号、農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更申請についてを議題といたしますが、議案第 11 号及び議案第 12 号については、関連がありますので、説明は一括して行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。 (委員から、「なし」の声)
議長 事務局	それでは、議案第 11 号及び議案第 12 号について、事務局の説明を求めます。 議案書の 2 ページを御覧ください。 農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更申請につきましては、過去に権利移動や権利設定の許可を得ている事業計画の変更の承認を求めるものです。 それでは、議案第 11 号及び議案第 12 号につきまして、御説明申し上げます。 別冊の案内図を併せて御覧ください。申請内容については、議案書のとおりとなります。 議案第 11 号は、令和 6 年第 8 回農業委員会総会で、議案第 12 号は、翌第 9 回総会で御審

	議いただきました案件で、その後、両議案ともに許可を取得し、農地の一時使用を開始しております。 申請者、譲受人は町内所在で、主に土木建設業を行う法人で、町が発注した下水道工事を請け負い、工事を進めてきたところ、年が明けて、道路の地中から湧き水が発生し、現在、排水作業を行いながら工事を進めているという状況で、現在の契約工期内での工事完了が難しいため、町上下水道課と相談のうえ、工期を延長することになったため、一時転用許可につきましても延長する必要がある、申請に至ったとのこと。 本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第5条第2項第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきましては、問題は無いものと考えます。 説明は、以上です。
議長	この件について、地元委員のご意見を伺います。
戸屋委員	戸屋委員。 先日、梅澤委員と現地確認いたしました。 以前も審議した場所でありまして、工期を延長するもので、問題ないものと思いますので、ご審議をよろしくお願いいたします。
議長	他にご意見はございませんか。
議長	(委員から、「なし」の声) よろしいですか。それでは順に採決いたします。
議長	議案第11号について、原案のとおり計画変更を承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (全員挙手) 全員賛成ですので、議案第11号は原案のとおり計画変更を承認することとして知事に意見を送付いたします。
議長	次に、議案第12号について、原案のとおり、計画変更を承認することに、賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 全員賛成ですので、議案第12号は原案のとおり、計画変更を承認することとして、知事に意見を送付いたします。
事務局	次に議案第13号について、事務局の説明を求めます。 それでは、議案第13号につきまして、御説明申し上げます。 別冊の案内図を併せて御覧ください。申請内容については、議案書のとおりとなります。 本議案は、令和6年第12回農業委員会総会にてご審議いただき、1月22日付けで許可となっているものでございます。 申請地は、都市計画法の用途地域内の土地になります。 申請者、譲受人は、都内に所在し、主に、建築・設計業を営む法人ですが、当初計画だった建売2棟を、建売3棟に変更したいと考え、この度の申請に至ったとのこと。 本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第5条第2項第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきましては、問題は無いものと考えます。 説明は、以上です。

議長	この件について、地元委員のご意見を伺います。
吉田委員	吉田委員。 21日に栗原推進委員と現地確認を行いました。 先ほど事務局から説明がありましたとおり、申請目的が2棟から3棟へ変更となるもので、現地はきれいに整地されており、何ら問題ないものと思いますので、ご審議をよろしくお願いいたします。
議長	他にご意見はございませんか。 (委員から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第13号について、原案のとおり計画変更を承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第13号は原案のとおり計画変更を承認することとして、知事に意見を送付します。 続きまして、日程第4、議案第14号から議案第15号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。
事務局	それでは、議案第14号について、事務局の説明を求めます。 議案書の3ページを御覧ください。 農地法第5条第1項の規定による許可申請につきましては、農地の所有者等から別の者への権利移転、または、設定を伴います農地転用で、売買、賃貸借、使用貸借などによりまして、農地を農地以外の使用目的とするものです。 それでは、議案第14号につきまして、御説明申し上げます。 別冊の案内図を併せて御覧ください。申請内容については、議案書のとおりとなります。 申請者、譲受人は、県内他市に所在を置く、社会福祉法人で、申請地付近で、生活介護事業所を運営しておりますが、現在借りている従業員と事業用の自動車駐車場が、期間満了に伴い、返却しなければならなくなったため、代替地を検討していたところ、本申請地を譲り受けられることとなり、申請に至ったとのことでした。 本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第5条第2項第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、問題はないものと考えます。 説明は、以上です。
議長	この件について、まず、地元の委員さんは、ご意見をお願いいたします。 石附委員。
石附委員	22日に坂本推進委員と現地確認を行いました。申請地については、第2種農地で、保全管理されている農地です。 周辺農地への影響につきましても、特段の支障はないものと思います。 譲渡人については、遠方のためお会いできず、譲受人については、責任者へ事情を伺いました。 申請の経緯としては、現在の借地について、地主の代替わりがあり、契約の更新は叶わなかったため、不動産業者等に相談し、今回の申請地を紹介頂いたとのことでした。 特に問題ないものと思いますので、ご審議をお願いいたします。

議長	他にご意見はございませんか。 (委員から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 14 号について、原案のとおり許可相当とすることに、賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第 14 号は原案のとおり、許可相当として、知事に意見を送付します。 次に議案第 15 号について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第 15 号につきまして、御説明申し上げます。 別冊の案内図を併せて御覧ください。申請内容については、議案書のとおりとなります。 申請地は、都市計画法の用途地域内の土地になります。 申請者、譲受人は、県内他市の借家に夫婦で居住しておりますが、将来を考え、申請者の実家がある当町で、自己用住宅の建築を検討していたところ、本申請地を譲り受けられることとなり、申請に至ったとのことでした。 本議案の許可要件の該当性ですが、この農地は、農地法第 5 条第 2 項第 1 号、ロ、(1) の第 3 種農地ですので、原則として許可となるものです。 また、農地法第 5 条第 2 項第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、問題はないものと考えます。 説明は、以上です。
議長	この件について、地元委員のご意見をお願いいたします。
戸屋委員	戸屋委員。 先日、梅澤委員と現地確認してまいりました。 周囲はすべて宅地となっていて、隣接地は、以前に宅地分譲地として許可となった場所でもあり、何ら問題ないものと思いますので、ご審議をお願いいたします。
議長	他にご意見はございませんか。 (委員から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 15 号について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は、挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第 15 号は原案のとおり、許可相当として、知事に意見を送付します。 以上で全ての議案審議が終了しました。 委員さんから、何かありますか。 (委員から、「なし」の声)
議長	事務局から、何かありますか。
事務局長	事務局から 1 点、ご連絡申し上げます。 次回の総会ですが、3 月 26 日、水曜日の、午後 1 時 30 分から開催したいと考えております。 もう一度、繰り返しいたします。 3 月 26 日、水曜日の、午後 1 時 30 分からでお願いしたいと存じます。

議長
事務局長

以上、よろしくお願いいたします。
それでは、他に無いようですので、令和7年第2回総会を閉会いたします。
ご協力ありがとうございました。
(起立・礼・着席の発声)

署名委員の決定について議長指名により

梅澤 功 委員 中島 英樹 委員

以上2名を選任する

上記顛末に相違のないことを証するためここに署名する。

令和7年2月27日

議 長

室岡 重雄

委 員

中島 英樹

委 員

梅澤 功